

監事監査報告書

平成29年5月29日

社会福祉法人 交楽会
理事長 成田 陸雄 様

社会福祉法人 交楽会

監事 庄司佳徳 
監事 石崎國人 

私たち監事は、社会福祉法第40条及び社会福祉法人交楽会定款第20条に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度に関して、理事の業務執行及び社会福祉法人交楽会の財産の状況について監査をいたしました。

監査日及び施設名 ①平成29年5月24日(水)
法人本部
②平成29年5月26日(金)
介護老人保健施設もりよし荘、特別養護老人ホーム森泉荘
③平成29年5月29日(月)
障害者支援施設森幸園、複合ケアセンターもりの郷

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (3) 資金収支計算書は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (4) 事業活動計算書は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の損益の状況を正しく示し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (5) 附属明細書は、社会福祉法人会計基準に準拠し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (6) 財産目録は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の財産を正しく示し、不整の点なく示しているものと認めます。
- (7) 入所者預り金の管理状況については、別会計で適正に処理されており、不整の点なく示しているものと認めます。

以上